

# 肢体不自由

## (2) 肢体不自由児に対応した教育課程

### ① 肢体不自由児に対応した教育課程編成の考え方

特別支援学校（肢体不自由）においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を通じ、幼児児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標としています。この目標を達成するために教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（高等部にあつては、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動）によって編成されています。

### ② 障害に応じた教育課程の編成

#### ア 特別支援学校（肢体不自由）

近年、特別支援学校（肢体不自由）に在学する児童生徒の起因疾患で最も多いのは、脳性まひを中心とする脳原性疾患であり、肢体不自由のほか、知的障害、言語障害などの他の障害を一つ又は二つ以上併せ有している重複障害者が多く在籍しています（図Ⅱ-4-1）。

このようなことから、教育課程の編成に当たっては学習指導要領に示されている重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用するなど、多様な教育課程の編成が必要となります。

特別支援学校（肢体不自由）では以下に示すように、おおむね四つの教育課程を編成する学校が多くなっていますが、一人一人の児童生徒に適切な教育を行う視点から教育課程の改善・充実を図ることが必要です。

#### (ア) 小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程

この教育課程は、肢体不自由単一の障害のある児童生徒や肢体不自由と病弱の重複障害の児童生徒などを対象とし、小学校・中学校・高等学校の学年相応の各教科等の内容及び自立活動等の内容によって編成されています。

ただし、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「小・中学部指導要領」）第1章第2節第5の1(1)、特別支援学校高等部学習指導要領（以下「高等部指導要領」）第1章第2

節第6款の1(1))。

例えば、肢体不自由の児童生徒については、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合は、当該児童生徒にこの内容を履修させなくてもよいという趣旨です。

(イ) 小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程  
障害の状態により特に必要のある場合、小・中学部指導要領（第1章第2節第5の1(2)(3)(4)(5)）、高等部指導要領（第1章第2節第6款の1(2)(3)）に示されている教育課程の重複障害者等に関する取扱いに基づき、各教科の目標・内容の一部を取り扱わないこととしたり、当該学年より下の学年〔学部〕の目標・内容により編成したりするものです。これに加え自立活動等の内容によって構成されます。例えば、小学部5年生の児童の場合は小学部4年生以下の学年を指します。また、中学部の「数学」に対する小学部の「算数」を指すものです。しかし、教科の名称を替えることはできないことに留意する必要があります。

(ウ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を中心とした教育課程

知的障害を併せ有する児童生徒が在籍している場合に、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができます。例えば、肢体不自由に加えて知的障害も併せ有する児童生徒を対象に、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容の一部によって編成されるもので、小・中学部指導要領の第1章第2節第5の2、及び高等部指導要領の第1章第2節第6款の2に基づくものです。これに加え自立活動等の内容を学びます。この場合も教科の名称を替えることはできないことに留意する必要があります。なお、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間（中学部においては外国語科）を設けないこともできます。

(エ) 自立活動を主として指導する教育課程

この教育課程は、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての取扱いの規定によります（1小・中学部学習指導要領」の第1章第2節第5の3及び「高等部学習指導要領」の第1章第2節第6款の3）。重複障害者については一人一人の障害の状態が多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいことから、特に心身の調和的発達の基盤を培うことを指導のねらいとする必要があります。こうしたねらいに即した指導は主として自立活動において行われ、このような児童生徒にとっての重要な意義を有することからこの規定があるといえます。

自立活動を主として指導する教育課程では、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を行うほか、各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に代えて、自立活動を主として指導を行うことができます。自立活動のみで児童生徒の学習内容をすべて網羅できるものではありません。他の教科や領域で取り扱う内容を含めて授業を展開することになります。なお、道徳及び特別

活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要があります。

#### イ 肢体不自由特別支援学級

肢体不自由特別支援学級は、必要に応じて小・中学校に置かれています（学校教育法第81条第2項）。肢体不自由特別支援学級においては各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のほかに、特別の教育課程（学校教育法施行規則第138条）により身体の動きや認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われています。また、指導に当たっては、児童生徒の個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりするなどの配慮を行っています。さらに、通常の学級の児童生徒と運動会や給食等の場を通じて活動を共にするなど、社会性や集団への参加能力を高めるための指導にも配慮しています。

なお、多くの肢体不自由特別支援学級では児童生徒が可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、廊下やトイレに手すりを取り付けたり、便器を洋式にしたりするなどの配慮もなされています。

#### ウ 通級による指導（肢体不自由）

通常の学級での学習におおむね参加でき、留意して指導することが適切と考えられる軽度な障害がある肢体不自由児のうち、身体の動きの状態の改善・向上を図るための特別な指導が一部必要なものについては、通級による指導の対象とすることが適切な場合もあると考えられます（学校教育法施行規則第140条）。現在、肢体不自由児が通級による指導を受けている例は少数です。平成25年度は、小学校19名、中学校7名でした（平成25年度特別支援教育資料）。

#### エ 通常の学級に在籍する肢体不自由のある子どもの指導

通常の学級に在籍している肢体不自由児は、小学校・中学校等の教科の内容を学習しています。教科指導のうち、体育（保健体育）や図工（美術）等の実技を伴う学習においては、教材・教具等の工夫や配慮が必要な場合があります。

また、脳性まひを基礎疾患とする幼児児童生徒においては、視知覚や認知面で様々な困難を有することもあるので、漢字の形を間違えたり、数直線を読み違えたり、地図から目的の場所を探し出すことができなかつたりします。したがって、あらかじめ認知や学習上の特性などを把握しておくことがとても大切です。

### ③ 教科書

教科書の使用については、学校教育法及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に、各教科について検定教科書又は文部科学省著作教科書がある時には原則とし

て必ずこれらの教科書で、かつ教育委員会が採択したものを使用しなければならないことが定められています。また、特別支援学校並びに特別支援学級においては、検定教科書や文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができます（学校教育法附則第9条）。

特別支援学校（肢体不自由）では上述したように児童生徒の実態に応じて多様な教育課程が編成されていますが、その教育課程に応じて検定教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条による一般図書等が活用されています。小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程を行っている場合には、各学年相当の検定教科書を使用しています。小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程では実際に学習する学年の検定教科書を使用しています。特別支援学校（知的障害）の各教科を中心とした教育課程や自立活動を主として指導する教育課程では、特別支援学校（知的障害）用の文部科学省著作教科書（国語、算数、音楽）や学校教育法附則第9条の規定により絵本類等の一般図書が教科用図書として使用されています。

肢体不自由特別支援学級においても児童生徒の個々の障害や発達段階に応じた教科書を使用しています。